

# みんなので築こう

# 人権の世紀

「考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」

## 人権尊重都市品川宣言

5月3日の憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの一週間が「憲法週間」です。

日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と人権保障の基本原則を定めています。

人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。

その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考えて、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、人間尊重の社会の実現をめざして「人権尊重都市品川」を宣言し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、5月16日に「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。

これを機会に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

## 5月1日から7日は憲法週間です

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき

部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する

平和で心ゆたかな

人間尊重の社会の実現をめざす品川区は

「人権尊重都市品川」を宣言し

差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う

一九九三年(平成五年)四月二十八日

## 憲法週間記念 講演と映画のつどい

5月16日(木) きゅりあん大ホール (大井町駅前)

午後1時開演 (午後0時30分開場)

定員 1,100人 (抽選) 託児 1歳6カ月～就学前のお子さん

申込方法 4月16日(火) (消印有効) までに、往復はがき (1枚2人まで) で参加人数、代表者の郵便番号・住所・氏名 (ふりがな)・電話番号、参加者の氏名 (ふりがな) を品川区人権啓発課 (☎140-0013南大井3-7-10) へ ※抽選結果は4月末発送予定。

62円 140-0013 品川区南大井3-7-10 品川区人権啓発課宛	記入不要です	62円 000-0000 氏名様	つどい申し込み ●参加人数 ●代表者郵便番号 ●代表者住所 ●代表者電話番号 ●代表者氏名・ふりがな ●参加者氏名・ふりがな ●託児希望の方はお子さんの氏名・月年齢 ●手話希望の方、車いすの方はその旨をご記入ください
往信 (表)	返信 (裏)	返信 (表)	往信 (裏)

※個人情報講演会の実施以外に使用することはありません。

### 講演

#### “伝える”ということ～

～日本を揺るがすニュースの“現場中継”に学ぶ～

講師/露木茂 (フリーアナウンサー) ※手話通訳・字幕付き。

「フジテレビの顔」として報道番組のメインキャスターなどを担当し、現在もフリーアナウンサーとして活躍されています。これまでの経験から人権にもふれながらお話しいただきます。



### 映画

#### 家族はつらいよ2

出演/橋爪功、吉行和子、西村雅彦 ほか ※字幕付き。

その悲劇もきっと明日は喜劇になる！旧友との再会は、新たな大騒動への幕開けだった！？周造 (橋爪功) と富子 (吉行和子) の離婚騒動から数年。周造はマイカーでの気ままな外出をささやかな楽しみにしていたが、車に凹み傷が目立ち始めていた。高齢者の危険運転を心配した家族は、運転免許を返上させることを画策する。しかし、頑固オヤジをいったい誰が説得するのか。嫌な役回りを兄妹夫婦でなすりつけ合ううちに、平田家はまたもや不穏な空気に包まれていく。



©2017「家族はつらいよ2」製作委員会

# 人権のことう 考えよう

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと考えています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。しかし残念なことに、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や被差別部落出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。

最近では、インターネット上での差別書き込みや差別落書き、差別はがきの送付など、人権問題はより複雑化し多様化しています。

「人権尊重都市品川宣言」に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識することや、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

## 部落差別、許さない！

わが国の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別（同和問題）によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々がいます。そして今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか差別はがきが送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけ

るものであり、決して許されないものです。

こうした事態を解消していくために、2016（平成28）年の12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。差別をなくしていくための取り組みが、求められています。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、部落差別（同和問題）を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

## 許さない！ 戸籍・住民票の不正取得

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求用紙」を使って戸籍証明などを請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を悪用して戸籍証明や住民票を大量に不正取得し、売買する事件が起きています。

こうして不正に取得した個人情報が一部の悪質な探偵業者などを通じて、身元調査に利用されることは、差別やプライバシー侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があると言えますが、私たちもそのような調査には協力しないと、態度や行動で表していくことが大切です。

### 個人情報保護のため審査を厳格に行います

戸籍証明などの発行に際しては、交付請求者の本人確認を行うとともにその請求理由を審査し、

個人情報の保護に努めています。区では、戸籍証明などの大量不正取得事件を踏まえ、不正が疑われる交付請求については警告を発するシステムを導入するなど、審査体制を厳格化し、不正取得を行った士業者には区からも申し入れを行います。

**偽造有印私文書行使罪（刑法第159条、161条）**  
[3月以上5年以下の懲役]  
**不正手段により戸籍謄本等の交付を受けた者に対する罰則（戸籍法第133条）**  
[30万円以下の罰金]

### [不正請求事件に対する基本方針について]

区では、職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

問い合わせ／戸籍住民課証明交付係  
(☎5742-6659 Fax5709-7625)

## 許さない！ 差別落書き・差別はがき

区内の駅に掲示されているポスターに、外国人を誹謗中傷する落書きが発見されたり、区内外の公共施設や路上で、人の心を傷つけるような内容の差別落書きがいまだに発見されたりしています。また、2017（平成29）年12月25日には、都内の複数区に差別はがきが送付されたとの報告が東京都からあり、品川区にも差別はがきが送付されました。

いずれも人の心を深く傷つける卑劣な行為であ

るとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるもので、決して許すことのできないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる、心ゆたかな地域社会の実現を願っているはず。そうした社会の実現のためには、私たち一人ひとりが、人権意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「食で広がる未来」をテーマに、昼コースは「和食の歴史で考える 米と肉」など3講座、夜コースは「カレーライスを一からつくる」など3講座を開催しました。また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場芝浦と場で「食肉の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として「人間が都合の良い

人権啓発・社会同和教育講座  
人権尊重の社会を築くために

ように動物を利用しているように感じた。マグロの解体ショーに喜ぶのに、と畜解体にアレルギー反応を示すのは勝手なことだ」との声が寄せられました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ／文化観光課生涯学習係  
(☎5742-6837 Fax5742-6893)



**DVD・ビデオ・パネルを貸し出ししています**

人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、部落差別（同和問題）をはじめ、ハラスメントや性の多様性に関する様々な人権啓発DVD・ビデオや人権啓発パネルを貸し出しています。勉強会や研修会でご活用ください。※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ／品川区人権啓発課（☎3763-5391 Fax3768-5092）